

カジノ管理委員会の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式を定める規則（案）について（概要）

令和 7 年 12 月 19 日
カジノ管理委員会事務局

I 背景及び概要

カジノ管理委員会（以下「委員会」という。）は、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号。以下「法」という。）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）の規定（下記 II 参照）に基づき、その職員にカジノ事業者等に対する立入検査等を行わせ、また滞納処分をすることができるが、これらの立入検査等や滞納処分に従事する委員会の職員はその身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）を携帯し、関係者に提示しなければならない。このため、委員会の職員の身分証明書の様式を委員会規則において一体的に整備するもの。

II 本規則が対象とする条項の一覧

(1) 法における立入検査等の対象条項

- ・ 広告勧誘に関する立入検査（第 107 条第 4 項）
- ・ カジノ事業者が行う業務等に関する立入検査等（第 197 条第 2 項）
- ・ カジノ施設供用事業者が行う業務等に関する立入検査等（第 198 条第 2 項）
- ・ 認可主要株主等の業務等に関する立入検査等（第 199 条第 2 項）
- ・ 認可施設土地権利者の業務等に関する立入検査等（第 200 条第 2 項）
- ・ カジノ関連機器等製造業者等の業務等に関する立入検査等（第 201 条第 2 項）
- ・ 指定試験機関の業務等に関する立入検査等（第 202 条第 2 項）
- ・ 指定職員による立入検査等（第 203 条第 1 項）

(2) 法における滞納処分の対象条項

- ・ 入場料納入金等の督促及び滞納処分（第 186 条第 3 項）
- ・ 国庫納付金等の徴収（第 195 条において準用する第 186 条第 3 項）
- ・ 審査費用の不足額の徴収（第 234 条第 6 項において準用する第 186 条第 3 項）

(3) 犯収法における対象条項

- ・ 立入検査（第 16 条第 1 項）

III 今後のスケジュール

公 布：未定

施 行：公布の日